

◆住宅の耐震診断・改修工事費の補助制度について◆

町では、地震による住宅の倒壊などの災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、住宅の耐震診断・改修工事費に要する費用の一部を補助する制度があります。

【制度の対象区域】

町内全域

【対象建築物】

昭和56年5月31日以前に建築され、工事着手した木造住宅

【制度を受けられる人】

対象建築物を所有している方で、自ら居住し、町税等を完納している人

【補助金の額】

※耐震診断：診断に要する費用の2分の1

限度額：9万円

※耐震改修：工事に要する費用の2分の1

限度額：重点地区：60万円（所得制限あり）

一般地区：40万円（所得制限あり）

重点地区：大町・川島地区及び、緊急輸送道路沿線地区〔能登有料道路、国道249号県道柏木穴水線、(主)七尾輪島線、(主)穴水門前線〕

一般地区：重点地区以外の地区